

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

公 告
○東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更する件二件

公 告

公告第五十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第四項の規定により、いわき市復興整備計画にいわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。
平成三十一年四月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 都市計画の変更の種類及び名称
 - 1 種類 いわき都市計画道路
 - 2 名称 三・五・一二八号久之浜港線
三・六・一七四号豊間四倉線
三・四・一一一号勿来小浜線
- 二 都市計画の変更を定める土地の区域
 - 1 新たに都市計画に含まれる土地の区域
いわき市のうち、久之浜町久之浜字立の一部の区域、平豊間字船附の一部の区域、平薄磯字宿崎の一部の区域並びに小浜町台及び小浜町渚の各一部の区域
 - 2 都市計画から除外される土地の区域
いわき市のうち、平豊間字塩屋町及び字船附の各一部の区域、平薄磯字宿崎、字小塚及び字北ノ作の各一部の区域、平沼ノ内字浜街の一部の区域、岩間町輪山及び岩間町岩下の各一部の区域並びに小浜町台及び小浜町渚の各一部の区域
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所

福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課及びいわき市都市建設部都市計画課

2 縦覧期間

平成三十一年四月四日から同月十八日まで

四 その他

いわき都市計画道路を変更する案について、いわき市の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県いわき建設事務所長又はいわき市長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

（都市計画課）

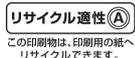
公告第六十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第四項の規定により、いわき市復興整備計画にいわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。
平成三十一年四月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 都市計画の変更の種類及び名称
 - 1 種類 いわき都市計画緑地
 - 2 名称 九号豊間防災緑地
- 二 都市計画の変更を定める土地の区域
都市計画から除外される土地の区域
いわき市のうち、平豊間字塩場、字兔渡路及び字合磯の各一部の区域
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課及びいわき市都市建設部都市計画課
 - 2 縦覧期間
平成三十一年四月四日から同月十八日まで
 - 四 その他
いわき都市計画緑地を変更する案について、いわき市の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県いわき建設事務所長又はいわき市長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

（都市計画課）



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県報株式会社
印刷所 第一印刷